

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）等の施行に伴うため。

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第　　号）

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊丹市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「この項，第２０条，第３６条第３項及び第３７条第３項において」を削る。

第３６条第３項中「除く」とあるのは「除き，特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第３７条第３項中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第４３条第４項中「特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に，「同号」を「第１項第３号」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が，児童福祉法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって，特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して，当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき，引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第43条第5項中「前項」の右に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第51条中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に改め、「同じ。）」の右に「について」を加え、「この項，第20条，第36条第3項及び第37条第3項」を削り、「及び第20条」を「及び第20条において」に改める。

第52条第3項前段中「次条第3項において同じ。」を削り、「含む。」の右に「次条第3項において同じ。」を加える。

第53条第3項中「及び満3歳以上保育認定子ども」の右に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。